

令和4年度 第6回
日野市教育委員会定例会議事録要旨

令和4年（2022年）9月15日

日野市教育委員会

令和4年度第6回日野市教育委員会定例会

開催日時 令和4年(2022年)9月15日(木)
14時00分～15時15分

開催場所 506会議室

出席委員 教 育 長 堀川 拓郎 教育長職務代理者 高木 健夫
委 員 西田 敦子 委 員 真野 広
委 員 東 桜子

議事録署名委員 委 員 西田 敦子

事務局出席者 教育部長 村田 幹生 教育部参事 長崎 将幸
教育部参事 小林 真 庶務課長 伊藤 浩一
学校課長 久保田 博之 統括指導主事 馬場 章夫
中央公民館長 奥住 大輔 ふるさと文化財課長 金野 啓史
庶務課長補佐 反町 康子

傍聴者 3名

書記 庶務課庶務係長 廣田 隆二
庶務課主事 大矢 千尋

議事内容 別紙のとおり

この議事録は事実と相違ないことを認め、ここに署名します。

議事録署名

教 育 長

堀川 拓郎

議事録署名

委 員

西田 敦子

議事内容

議案

- 第 2 4 号 令和 4 年度教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書
(令和 3 年度事業) について
- 第 2 5 号 教育財産の用途廃止について
- 第 2 6 号 第 3 2 期日野市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 第 2 7 号 教育委員会職員の分限休職の専決処分について

請願審査

- 第 4-5 号 自民党議員・安倍晋三氏葬儀の 7 月 1 1 ・ 1 2 日に半旗掲揚を市立小
中に求めてしまったか明らかにすると共に、"国葬"なるもので半旗掲
揚・黙祷・校長講話を強制しないよう求める請願

報告事項

- 第 1 4 号 行政情報の公開請求
- 第 1 5 号 通学路合同点検の実施状況について
- 第 1 6 号 令和 4 年度日野市中央公民館の運営の状況に関する評価書 (令和 3 年
度事業)
- 第 1 7 号 令和 4 年度日野市郷土資料館の運営の状況に関する評価書 (令和 3 年
度事業)

(議事の要旨)

開始 14時00分

[堀川教育長]

ただいまから、令和4年度第6回教育委員会定例会を開会いたします。

本日は傍聴を許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認め、傍聴を許可します。

本日の議事録署名は、西田委員にお願いいたします。

本日の案件は、議案4件、請願審査1件、報告事項4件です。

会議の進め方ですが、まず、請願審査第4-5号を行い、次に、議案第24号から順次審議を進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

また、議案第27号は公開をしない会議とし、最後に審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認め、まず、請願審査第4-5号を行い、次に、議案第24号から順次審議を進めていきたいと思います。

また、会議規則第10条により、議案第27号は公開しない会議とし、議事の最後に審議をいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の対策として、事務局説明員が随時入退室をいたしますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認め、事務局説明者が随時入退室をいたします。

議事に入ります前に、事務局より発言を求められておりますので、発言を許可いたします。

[村田教育部長]

説明員の追加がございますので、御紹介申し上げます。庶務課長補佐の反町でございます。

[反町庶務課長補佐]

庶務課長補佐、反町でございます。

[村田教育部長]

以上でございます。

[堀川教育長]

それでは、議事に入ります。

請願第4-5号・自民党議員・安倍晋三氏葬儀の7月11・12日に半旗掲揚を市立小

中に求めてしまったか明らかにすると共に、“国葬”なるもので半旗掲揚・黙祷・校長講話を強制しないよう求める請願について、事務局より説明をお願いいたします。

○請願第4－5号 自民党議員・安倍晋三氏葬儀の7月11・12日に半旗掲揚を市立小中に求めてしまったか明らかにすると共に、“国葬”なるもので半旗掲揚・黙祷・校長講話を強制しないよう求める請願

[伊藤庶務課長]

庶務課長でございます。

議案書11ページを御覧ください。

請願番号、請願第4－5号、受付年月日、令和4年8月15日、件名、自民党議員・安倍晋三氏葬儀の7月11・12日に半旗掲揚を市立小中に求めてしまったか明らかにすると共に、“国葬”なるもので半旗掲揚・黙祷・校長講話を強制しないよう求める請願でございます。

請願者の住所氏名は記載のとおりでございます。

次ページ、12ページから13ページまでが請願の趣旨でございます。

説明は以上でございます。

[堀川教育長]

請願者より申出がありましたので、請願の事情を述べていただきますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

それでは、事務局は請願者を席に案内してください。

請願者は5分程度で請願の事情を述べてください。

[請願者]

それでは、表題の安倍晋三氏、この方は、よく元総理と言うけど、もうとっくに辞めていますので、一議員なんです。一議員だった人なんです。ですから、全部の国会議員に葬儀、こんなことをやっていたら大変なことになってしまうということをまず申し上げます。

特別扱いするのはそもそもおかしいと思いますが、東京都教育委員会は、特に内閣官房が7月11日、12日の時点では何も言っていないにもかかわらず、勝手に東京都教育委員会が、東京都総務局から下りてきた文章、それは1－2に書いてございます。

東京都総務局総務部総務課の課長代理という大河原彰仁という人物、ショウジンと書いてアキヒトと読みますが、この人物が、もう一斉メールですよ、私、開示請求しましたけど、ばあっと200か所ぐらいに一斉メールして、メールの悪用だと思いますけれども、安倍氏の葬儀について、7月11日、12日、これは家族葬ですけど、「特段の御配慮をお願いします」という文書をメールしたんですね。

これが各局に出ますから、東京都教育委員会に下りてきて、東京都教育委員会の総務部長の田中愛子氏、そして部下の新田智哉氏が、都立学校教育部を通して、課長代理の長沢

太士という人物から、各都立学校に一斉送信して、それで都立の高校とか特別支援学校で半旗をやってしまった学校がある。とんでもない、これは学校の政治利用だと思っております。

それで、1-1の右上のほうを見ていただくと、長沢太士氏と思われる人物は、大河原氏から下りてきた「事務連絡を転送しただけで」と、よく「だけで」という言い方は、これは痴漢の犯人がよく「ちょっとバランスを崩しただけで」とか言うあれと一緒に、言い訳に使う専門用語ですから、過小評価させようと印象づけている。こんなのにだまされちゃ駄目ですよ。本当にこれは意図的に、特定の政党を都庁の職員が勝手に信奉して、公務員法とか地方自治法なんか、マスコミ、新聞に書いてありますけど、自主性というのが地方自治法にあるわけです。それすらも無視して、あるいは教育基本法の政治的中立性を無視して、こういうことをやってきているということですね。

1-3でございますけれども、この表現ですね。「特段の御配慮をお願いします」という大河原氏の表現は、そこに書いてある近藤先生という都立学校の教員の方への取材によりますと、これはもう命令であると。「よろしくお取扱ください」だったら、まだ判断の余地が校長にあるけど、それすらもない。そういうものだということをおっしゃいます。

そこで、2の請願事項でございますけれども、2-1です。まず、これは長崎将幸さんに質問ですが、我が日野市では、どういうふうなことを市立小中に求めてしまったか、はっきりさせてください。まさかやっていないと思いますけど、こんなことをですね。まして校長講話とか黙禱となると、ますます児童生徒の内心の自由に入り込んでしまう。中には、もう安倍さんというのは愛国心を強制する、集団的自衛権で敵基地攻撃をやる、あるいは核シェアリング論まで言っているんですよ。アメリカの核兵器にタッチさせろと。そんな恐ろしい人は嫌だという子もたくさんいますから、それに反しますので、絶対、今度もやらないということを含めて、長崎さん、御答弁いただきたいと思います。

2-2です。今度の9月27日もやるなということですよ。

2-3でございますが、自由法曹団という弁護士団体から、やっぱり安倍さんに対する賛否両論があると言っていますが、NHKの月曜日の世論調査を御存じですか。安倍さんの国葬に反対が57%、賛成は僅か32%。ダブルスコアに近く反対が多いです。だから、こういう人の国葬であっても、私どもはもちろん国葬に反対ですけども、ぜひ、弔旗掲揚とか黙禱とかを、長崎さん、あるいは堀川さん、出さないように、しっかりお願いしたい。市議会議員なんかもしっかり見ていますから、ぜひお願いします。

2-4でございますが、教育基本法14条2項、先ほど申したように、特定の政党を支持する政治的活動を禁じております。76年の旭川学力テスト判決も、国家権力が誤った知識、安倍さんを敬え、安倍さんに弔意を示せ、こんなことは学力テスト判決違反です。

2-5のところですよ。日本国憲法13条、個人の尊重が大事なんです。国家権力の尊重は戦前なんです。そういうことをぜひ、安倍さんは戦前のほうが、彼は戦前レジームへの回帰ですから、戦前の天皇中心のほうがいいというお考えのようで、天皇の代替わりのときも、万歳万歳を廊下の下からやるという、本当に恥ずかしいことをやってしまったと思います。ぜひ、そういう意味でも、個人の尊厳が大事なら日本国憲法13条を守って、あるいは19条の思想、良心の自由、20条の信教の自由、21条の表現の自由、子供た

ちにはもちろん人権があるわけです。ぜひ、子供たちに特定の価値観、安倍さんを敬えという価値観を、国家主義、イデオロギーを押しつけないように強く求めたいと思います。

参考として、3番に書いたように、神奈川県教育委員会は、実は県立瀬谷西高校に、菅義偉元首相の政治講演会を総合学習の時間を利用して90分もやろうとして、大変に市民から、県民から反発がありまして、それで中止に追い込みました。そんなようなこともあります。

[堀川教育長]

請願者に申し上げます。5分が経過いたしましたので、説明をまとめてください。

[請願者]

分かりました。やっぱりこういうふうの問題になったことも他県ではありますので、我が日野市でも、ぜひ、こういう政治的中立性に反するような黙禱とか弔旗掲揚はやめてほしい。そんなところで話を終わりたいと思いますので、ぜひ、いつも言っているように質問してください。

それから、あまり国が、そんなことに関係なく、

[堀川教育長]

請願者に申し上げます。5分が経過いたしましたので、説明をまとめてください。

[請願者]

分かりました。市には関係ないとは言わないでください。

以上です。

[堀川教育長]

この件につきまして、御質問がございましたらお願いいたします。

真野委員、お願いいたします。

[真野委員]

私から、教育委員会の事務局に対してですが、質問をさせていただきたいと思います。

まず、1点目ですけれども、請願者が書かれておりますが、この2-1項に関して、その事実関係を教えていただきたいと思います。

それから、2点目ですが、請願者が書かれている2-2項に関してですけれども、市の認識、また、その対応について教えていただければと思います。

[伊藤庶務課長]

庶務課長でございます。

ただいまの御質問に関して、請願事項2-1項の事実関係についてでございます。

こちらについて、市教育委員会に、国や都からの通知は届いておりません。また、日野市教育委員会から市立小中学校に通知等の対応はしておりません。

それから、請願事項の2-2項についてです。

9月27日の国葬の対応につきましては、今回、令和4年度第3回日野市議会定例会の一般質問において、教育長が答弁をしております。

その内容は、8月31日の岸田首相の記者会見で、地方公共団体や教育委員会等の関係機関に対する弔意表明の協力方の要望を行う予定はありませんとの見解が示されており、教育委員会としての対応は現時点で予定しておりませんと答弁をしているところでござい

ます。

以上でございます。

[堀川教育長]

ほかに御質問はございませんでしょうか。

なければ、ご意見をお伺いいたします。

高木委員、お願いいたします。

[高木委員]

本請願についてですけれども、私自身、不採択と考えております。

その理由についてですけれども、本請願の請願事項は、請願書の第2項、請願事項に記述があります。

その構成が分かりにくいんですけれども、本請願の主訴は、請願の題名にもありますように、1つには、7月11日、12日に半旗掲揚、黙禱、校長講話を市立小中校に求めたかを明らかにすること、2つ目として、国葬なるもので半旗掲揚、黙禱、校長講話を強制しないようにすることの2点です。

これは、請願書の2の請願事項の2-1、2-2に該当し、2-3、2-4、2-5については、2-2項で記述された「以下に留意してください」に相当する部分と解釈します。

ただいま真野委員からの質疑応答で明らかになりましたが、1つには、請願事項2-1の葬儀の7月11、12日に半旗掲揚、黙禱、校長講話を市立小中に求めてしまったかについては、当教育委としては市立小中に何も求めていないこと、2つ目として、請願事項2-2の国葬なるもので半旗掲揚、黙禱、校長講話を強制しないように求めますについては、請願者が言うようなものを求めていないことが示されたこと。

以上により、本請願の主訴の2点について、請願とする事態や理由が存在しない状況と判断します。

したがって、本請願は不採択と考えます。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんでしょうか。

真野委員、お願いいたします。

[真野委員]

私も、今回の請願、全文読ませていただきました。

その上で、先ほど質問もさせていただきましたけれども、今、高木委員も言われておりましたが、私も先ほどの質問の回答を聞きましたが、請願を出されている背景が存在しないということが先ほどの回答でも明らかになりましたので、私は、今回の請願は不採択と判断をいたしました。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんでしょうか。

東委員、お願いいたします。

[東委員]

私も、請願をそれぞれきちんと読ませていただきました。

ただいまの質疑応答にもあったように、はっきりと事実を確認できました。よって、高木委員がおっしゃったことと私も同意見です。今回は不採択とさせていただきます。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんでしょうか。

西田委員、お願いいたします。

[西田委員]

私も、高木委員が先ほど述べられましたことと全く同じ考えです。

したがって、今回の請願は不採択と考えます。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんでしょうか。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結をいたします。

委員の皆様の御意見としては、不採択という御意見が多いようですので、自民党議員・安倍晋三氏葬儀の7月11・12日に半旗掲揚を市立小中に求めてしまったか明らかにすると共に、“国葬”なるもので半旗掲揚・黙祷・校長講話を強制しないよう求める請願、これを不採択とすることにしたいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしとのことですので、請願第4－5号については不採択とすることに決しました。

議案第24号・令和4年度教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書(令和3年度事業)について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第24号 令和4年度教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書(令和3年度事業)について

[伊藤庶務課長]

庶務課長でございます。

議案書1ページを御覧ください。

議案第24号・令和4年度教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書(令和3年度事業)について御説明いたします。

提案理由でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、令和4年度教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書(令和3年度事業)を作成し、日野市議会に提出するものでございます。

1枚おめくりください。

令和4年度教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書(令和3年度事業)を御覧ください。

表紙をおめくりいただきまして、目次を御覧ください。

評価書の構成でございます。

I、はじめに、II、点検・評価の基本方針、III、教育委員会の活動状況の点検・評価について、IV、主要な取り組みの執行状況の点検・評価についての4章立ての構成となっております。

評価書1ページを御覧ください。

I、はじめににつきましては、当報告作成の法令根拠等について記載したものです。

その下、II、点検・評価の基本方針につきましては、1、目的、2、点検・評価の対象、3、点検・評価の実施方法を記載しております。

なお、点検・評価の実施方法につきましては、点検・評価の客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する山口仁一氏及び蟹江杏氏から御意見をいただいております。

2ページを御覧ください。

III、教育委員会の活動状況の点検・評価についてでございます。

本章におきましては、1、教育委員会の組織、2、活動状況の概要、3、点検・評価、次ページの3ページからは、4、学識経験者の意見を掲載しております。

7ページを御覧ください。

令和3年度教育委員会活動状況になります。

(1)、構成につきましては、令和3年度の教育委員を記載しております。

(2)、定例会・臨時会につきましては、4月の第1回定例会から翌年3月の第12回定例会までの会議の概要について記載しております。

11ページを御覧ください。

日野市総合教育会議の主な内容を記載しております。

(4)、教育委員会施策研究会等では、年度内に12回ありました施策課題に対する研究や情報交換等について、主な内容を記載しております。

14ページを御覧ください。

(5)では、市長と教育委員との意見交換会の主な内容を表にまとめております。

15ページを御覧ください。

(7)、教育委員の学校訪問でございます。教育委員が幼稚園、小中学校を訪問し、授業見学や教職員との協議等を行いましたので、その内容を表にまとめております。

16ページを御覧ください。

(8)、教育委員の研究発表会への出席につきましては、教育委員が出席された研究発表会の内容を表にまとめております。

17ページを御覧ください。

(9)、教育委員の視察研修・連絡会等では、教育委員を対象にした研修会等につきまして、表のとおり実施されたものでございます。

18ページを御覧ください。

(10)、教育委員の関係行事への出席では、教育委員が出席され、現場の状況や実態把握を行われた主な行事等を表にまとめております。

(11)、教育委員として就任している他の組織の委員等につきましては、記載のとおりでございます。

19ページを御覧ください。

IV、主要な取り組みの執行状況の点検・評価についてでございます。

令和3年度の主要な取組として実施した事業のうち、20事業を評価の対象としました。なお、21ページからは、学校教育部門の主要な取組を記載しております。

29ページからは、生涯学習部門の主要な取組を記載しております。

32ページを御覧ください。

評価対象事業20事業の一覧を掲載しております。

33ページを御覧ください。

主要な取組の執行状況の点検・評価につきまして、先ほど御紹介いたしました2人の学識経験者の御意見を63ページまで掲載しております。

64ページを御覧ください。

各評価対象事業の自己評価を83ページにかけてまとめたものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いをいたします。御質問はございませんでしょうか。

なければ、御意見をお伺いいたします。

高木委員、お願いいたします。

[高木委員]

昨年度は、コロナ感染症の大規模で繰り返しの流行に晒され、児童生徒、家庭や学校現場をはじめ、多くの関係者が翻弄された中での教育事業の1年間でありました。

2人の評価委員の方に、この間の事業につきまして総じて高い評価をいただいたと感じており、教育委員会関係者全員の総力を挙げての取組の結果、このような評価をいただけたと強く感じております。改めて、関係者の御尽力に感謝御礼を申し上げたいと思います。

評価委員のお二人からは、数多くの貴重な提言、要望も、細かく多岐にわたっていただいております。それらを踏まえまして、引き続き、地道に教育行政を一緒に進めてまいりましょう。よろしくお願いいたします。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんでしょうか。

真野委員、お願いいたします。

[真野委員]

私も、今回の評価報告書を読ませていただきました。その中で、特に評価委員のお二方、山口さんと蟹江さんから評価をいただいております。少し感想も含めてですが、お話ししたいと思います。

初めに、山口さんからの評価につきましてですが、内容は非常に多岐にわたっておりますが、一つ一つの事業に対して、経営視点で様々な評価をいただいております。事業の実施内容、それから、さらに質疑を通して、その内容をさらに深掘りしてくださっている。こういう点にも感謝をしたいと思います。事業内容をより多くの方に届けるという点でも、非常に有用な内容になっているのではないかと感じております。

それから、蟹江さんから評価をいただいているわけですが、蟹江さん御自身の体験も踏まえて、一律ではいけない多様な視点、また、捉え方を改めて教えていただいている思いがいたします。

また、働き方改革でつくり出した時間をいかに使うのかという視点で書いてくださっております。教員を離れて1人の人間として社会と関わり、有意義にその時間を使うことができれば、自分の幅をさらに広げることに通じるのではないか。このような御意見が書かれており、私も全く賛成であります。先生自身が1人の人間として、また、現役選手として、失敗もあるけれども前を向いて挑戦している姿、その姿は、子供たちに多くのことを語りかけてくれるのではないか、このように感じております。

お二方の評価委員の方に感謝をしつつ、私の感想とさせていただきます。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんでしょうか。

東委員、お願いいたします。

[東委員]

私も、こちらの膨大な点検及び評価報告書を読ませていただきました。私たち教育委員会の事業に関して、昨年度に引き続き、お二人の方に評価をしていただいたわけですが、そのお二人が日野市の学校で育ったという環境、そのお話も聞かせていただきながら、また、お二人の温かい愛あふれた文章をたくさんいただきました。

お二人のお話を評価会議の中で聞かせていただいたときに、膨大な資料を読み込んだ上で事務局とさらにやり取りをして、私たち教育委員にもヒアリングをしてくださり、もう非常に細かい、30ページ以上にも及ぶ評価の文章をそれぞれいただきました。

それぞれ、お二人の感性が文章にたくさんちりばめられているのですが、理系で、データや目的、結論の視点などの山口さん、感性で全体から捉える蟹江さんという、とても対照的な視点で評価していただいているなど。ただ、よくよく文章やお話を聞いていると、お二人とも、アート志向など何とも高尚なところの世界感が通じていると感じながら、文章を拝見させていただきました。

この大切な評価を受けて、生かして、さらに日野市の教育活動をともに推進していきたいと思っております。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんでしょうか。

西田委員、お願いいたします。

[西田委員]

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、十分展開できなかつたり、中止せざるを得なかつた事業もありますが、学校教育部門も生涯学習部門も、その困難な状況を克服して様々なことに挑戦して、新たな事業がたくさん生まれています。これは大きな成果だと思います。職員の皆さん、それに関わった方々の熱意ある努力のおかげだと思っています。

また、お二人の学識経験者から、令和3年度の事業に関して、多岐にわたって適切で温かな御意見及び点検・評価をいただいています。この貴重な御意見、評価を今後にしっかり生かしていくとともに、作成した自己評価、すなわち事業の成果、評価、今後の課題に基づいて、4年度は、さらに意欲的に前に進めていきたいと思えます。

以上です。

[堀川教育長]

ありがとうございます。

私からも一言申し上げたいと思えます。

今回議案となっている83ページの報告書でございますけれども、地教行法に基づいて、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検と評価を行うものということで、今回、この点検・評価に当たって御意見をいただきました山口仁氏、そして蟹江杏氏に、私からも、この場を借りて御礼を申し上げるとともに、しっかりとこれからの教育委員会の活動に生かしていきたいと思えます。

ほかに御意見はございませんでしょうか。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結をいたします。

お諮りします。令和4年度教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書(令和3年度事業)についてを原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第24号は原案のとおり可決をされました。

議案第25号・教育財産の用途廃止について、事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

○議案第25号 教育財産の用途廃止について

[反町庶務課長補佐]

庶務課長補佐でございます。

議案書3ページをお開き願います。

議案第25号・教育財産の用途廃止について御説明いたします。

提案理由でございます。

第五幼稚園の閉園に伴い、同園用地について、教育財産としての用途を廃止するものです。

次ページ、4ページをお開き願います。

所在地は三沢175番地、地籍は3,047.11平方メートルとなります。

参考に、当該用地周辺の地図を記載しております。

次に、経過を御説明いたします。

第五幼稚園につきましては、日野市立学校適正規模、適正配置等検討委員会の答申を踏まえ、令和2年度末、令和3年3月31日をもって閉園となったところでございます。

その後、令和3年度に同園園舎を解体したところですが、今後、令和4年度中に同園用

地の一部に消防団詰所器具置場を建設する予定ですので、同園用地について、ここで教育財産としての用途を廃止し、市長部局に引き継ぐものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いいたします。御質問はよろしいでしょうか。

なければ、御意見をお伺いいたします。御意見もよろしいでしょうか。

お諮りいたします。教育財産の用途廃止についてを原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第25号は原案のとおり可決をされました。

議案第26号・第32期日野市文化財保護審議会委員の委嘱について、事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

○議案第26号 第32期日野市文化財保護審議会委員の委嘱について

[金野ふるさと文化財課長]

ふるさと文化財課長でございます。

議案書5ページをお開きください。

議案第26号・第32期日野市文化財保護審議会委員の委嘱について、お諮りさせていただきます。

文化財保護審議会委員は、日野市文化財保護条例第41条の規定に基づき委嘱するもので、条文には、教育委員会への諮問に応じて、文化財の保存、活用に関する重要事項を調査審議し、教育委員会に建議すると所掌が定められており、10名以内をもって組織し、任期は2年となっております。

令和4年7月6日をもって第31期日野市文化財保護審議会委員の任期が満了となったため、令和4年6月の定例教育委員会において第32期文化財保護審議会委員の委嘱についてお諮りし、令和4年7月7日から令和6年7月6日までの任期で7人の文化財保護審議会委員を委嘱しましたが、その際に、諸般の理由により調整中で委嘱ができなかった委員を今回委嘱するものでございます。

委嘱する方は、議案書6ページのとおりでございます。

新任で仏教美術が御専門でございます。

任期は令和4年9月15日から令和6年7月6日となっております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いいたします。御質問はございませんでしょうか。

なければ、御意見をお伺いいたします。御意見はございませんでしょうか。

それでは、御質問、御意見はこれにて終結をいたします。

お諮りします。第32期日野市文化財保護審議会委員の委嘱についてを原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第26号は原案のとおり可決をされました。

報告事項第14号・行政情報の公開請求について、事務局より報告をお願いいたします。

○報告事項第14号 行政情報の公開請求

[伊藤庶務課長]

庶務課長でございます。

議案書15ページを御覧ください。

報告事項第14号・行政情報の公開請求について、報告をさせていただきます。

次ページをお開き願います。

請求日、決定日、請求件名、決定内容は記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。

[堀川教育長]

事務局からの報告が終了いたしました。御質問、御意見がございましたらお願いいたします。ございませんでしょうか。

なければ、報告事項第14号を終了いたします。

報告事項第15号・通学路合同点検の実施状況について、事務局より報告をお願いいたします。

○報告事項第15号 通学路合同点検の実施状況について

[久保田学校課長]

学校課長でございます。

それでは、議案書の17ページをお開きください。

報告第15号・令和4年度通学路合同点検について、御報告を申し上げます。

次の18ページをお開きください。

令和4年度に実施いたしました点検についてでございます。

現段階では、点検を受けた今後の対応については、道路管理者及び交通管理者などにおきまして検討を行っている段階でございます。また改めて詳細については御報告をいたしたいと思っておりますが、現状について、本日は御報告申し上げたいと思っております。

1、合同点検実施校は、記載の5校でございます。

平成27年度から、3年に1回、全校が回るように組んでございまして、当該5校は3周目の点検となっております。

2、日程、点検の実施箇所数、参加人数などは、表のとおりでございます。

3、合同点検の内容でございます。

参加者は、P T A、学校、道路管理者、交通管理者、それに市教育委員会事務局の職員でございます。

当日は、学校から示された箇所について、参加者全員が徒歩で回り、各場所において、学校及びP T Aから、状況の説明と対応について一つ一つ御要望をお伺いする形で進めております。

その際、各管理者から、意見や対応の方向性などについて、可能な範囲で説明をいただいております。

4、点検実施後でございます。

各管理者において、点検箇所ごとに、今後どのような対応を行うのか検討に入っております。

その後、5、点検結果及び対策必要箇所の報告を11月に一覧にまとめ、改めて御報告したいと考えております。

6、危険箇所について対策の実施でございます。

対策に当たりまして、関係機関が連携し、可能な対策から随時実施していくこととしてございます。

7、通学路合同点検の推進会議でございます。

推進会議は例年2月に開催をしております。会議では、小学校ごとに点検箇所の場所を図面に落とし、対策の内容について、各管理者から説明をいたします。

点検が箇所ごとに実施できたもの、今後実施する予定のもの、あるいは実施が難しいものであれば、代替策や不可能な理由などについて意見交換し、認識を共有しているものでございます。

以上、今年度を実施いたしました通学路合同点検の現時点での概要につきまして、御報告いたします。

[堀川教育長]

事務局からの報告が終了いたしました。御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

[堀川教育長]

東委員、お願いいたします。

[東委員]

御報告ありがとうございました。合同点検も3周目ということで、9年を超えての事業となっていると思います。この事業の価値や意義はとても大きいと感じております。

P T Aが学校エリアでそれぞれ担っていた活動が、このように市の事業として行われることによって危険箇所が可視化されて、経年でデータが蓄積されることの意義や、もっと大切なのは、子供たちの安全のために、関係者の大人と一緒に危険箇所の場所を回って、その認識を共有すること、一緒に考えることができているという大切な事業だと思っております。

関係者におきましては期間も点検見回りも大変だとは思いますが、今後も、安全を守る大切な活動として、ぜひ続けていってほしいと思います。

以上です。

[堀川教育長]

ほかにございませんでしょうか。

西田委員、お願いいたします。

[西田委員]

御報告ありがとうございました。こうして表を見ますと、豊田小学校は15か所も回られております。この暑い夏に参加された方々はさぞ御苦勞があつたのではないかと思います。そのことについては本当に感謝したいと思います。

点検結果の対応については、順次、計画に沿って進められていくというお話でしたけれども、緊急な対応が必要なときには、ぜひ、間を置かずに行っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。本当にありがとうございました。

[堀川教育長]

ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

なければ、報告事項第15号を終了いたします。

報告事項第16号・令和4年度日野市中央公民館の運営の状況に関する評価書（令和3年度事業）について、事務局より報告をお願いいたします。

○報告事項第16号 令和4年度日野市中央公民館の運営の状況に関する評価書（令和3年度事業）

[奥住中央公民館長]

中央公民館長でございます。

それでは、報告事項第16号・令和4年度日野市中央公民館の運営の状況に関する評価書について、別紙のとおり御報告するものでございます。

内容につきまして、御説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、評価書の1ページをお開きください。

1、はじめにでは、平成20年6月の社会教育法の改正を受け、平成21年3月に日野市中央公民館の運営状況の評価実施要綱を制定し、平成21年度から公民館の運営状況に関する評価を開始した経緯を記載しております。

その下、評価の目的を御覧ください。

この評価は、公民館の運営状況に関する情報を積極的に提供することにより、市民・利用者やその他の関係者との理解を深め、連携及び協力を推進し、市民・利用者に信頼される効果的な公民館運営の推進をすることを目的に行うものでございます。

その目的を達成するために、公民館は毎年1回、運営状況について、このような評価を行い、報告書を作成し、教育委員会に提出するとともに、市民に公表をいたします。

恐れ入りますが、ページをおめくりいただき、評価書の2ページ、4、評価の実施方法を御覧ください。

評価は、社会教育法で設置されている公民館長の諮問機関であります第28期及び第29期公民館運営審議会委員の御意見をいただく方法で行いました。

その下、評価の対象を御覧ください。

評価の対象となる事業は、令和3年度中央公民館基本方針にある3つの基本目標と基本施策9項目及び重点施策5項目を対象とし、各事業を項目ごとの評価表としてまとめております。

続きまして、評価書3ページ下段から4ページにかけて、6、評価の結果を御覧ください。

公民館運営審議会からの総評となります。

令和3年度中央公民館事業においては、コロナ禍で、オンラインを用いた事業の計画、そして会場参加とオンラインを併用するハイブリッド方式を活用するなど、参加しやすい体制が整えられた点は、公民館として市民に寄り添おうとする姿勢が表れている。さらに、コロナ禍であっても、講座をきっかけに新たなサークルが誕生するなど、公民館が学びから結びへの一歩を支えられたことは高く評価できるとされております。

次に、4ページ下段から5ページになりますが、公民館の自己評価を御覧ください。

令和3年度中央公民館事業は、施策9項目及び重点施策5項目を踏まえまして、事業数として84事業を展開いたしました。

公民館主催事業の参加者は延べ8,176人、中央公民館の施設利用者は延べ1万6,626人、高幡台分室の施設利用者は延べ1万4,143人となりまして、年間で延べ3万8,945人の市民の方及び利用者の皆様が公民館事業に関わったという結果となっております。

コロナ禍による臨時休館、公民館主催事業に至っては中止や延期を余儀なくされることもありましたが、令和2年度と比較すると125.3%の実績数値となっております。

令和3年度は、日野市公民館第2次基本構想・基本計画が2年目に入り、これに基づき、新たな取組にもチャレンジをいたしました。

初めに、たま学びテラス構築広域連携事業です。

日野市と多摩市が協働し、生涯学習支援を目的とした学習環境、たま学びテラスの構築を目指す広域連携事業であります。

令和3年度から5年度までの3か年で、両市の公民館のICT環境の整備や大学連携等のつながりを強化し、コロナ禍に負けない学びの保障を行う学びのフィールドを多摩地域に拡大することで、市民の学習意欲向上、より豊かな暮らしを実現するものであります。

続いて、シニアICT支援事業です。

令和3年度より、高齢福祉課、中央公民館、地域協働課の3課が連携し、取り組んでいる高齢者のデジタル格差解消を目的とした事業になります。

中央公民館では、高齢者デジタル活用支援の学びの部分を担当するスマートフォン講座等運営事業を実施しております。

最後、3点目になります。

「出張公民『観』in高幡台団地」では、市長部局と連携し、公民館のサークル活動を市民に知っていただく目的で、高幡台分室で活動されている様々なサークルの作品展示や、音楽系サークルによるステージ披露などの活動内容の紹介等を行い、丘陵地の高齢化といった社会地域課題の解決に取り組むことができました。

コロナ禍に対応するため、ICTを活用した遠隔学習と対面学習を併用して提供できる新しい公民館運営が可能な体制となったことは、大きな成果と感じております。

また、帝京大学、明星大学と連携し、若い世代が公民館事業に参加する仕組みづくりや、明治安田生命保険会社、京王電鉄株式会社との協働など、多様な主体と連携できたことも大きな成果となりました。

次に、評価書6ページ以降につきましては、基本施策9項目及び重点施策5項目を踏まえた評価表となります。

事業項目ごとに、概要、成果、公民館運営審議会からの意見、それらを踏まえた今後の課題と改善策を記載しております。

最後に、20ページ以降は、参考資料として、公民館事業のあらましほか、資料となっております。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

[堀川教育長]

事務局からの報告が終了しました。御質問、御意見がございましたらお願ひいたします。高木委員、お願ひします。

[高木委員]

質問をさせていただきます。

まず、細かいことですが、報告書の8ページになります。この中段ぐらいにあります事業の成果の部分で、ポチの2点目、第六小学校との連携事業としてという記述があって、当事業は、学校の授業の一環として公民館が第六小学校に赴いたとありますけれども、こういった事例は珍しいのではないかと私自身は感じています。このような連携事業となったきっかけといいますか、背景について教えていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

[奥住中央公民館長]

中央公民館長でございます。

今いただきました御質問について、お答えいたします。

第六小学校の校長先生が、公民館運営審議会委員に学校教育の関係者として選出をいただいております。その中で、生涯学習部門である公民館と、学校教育、学校との連携の中で何か事業を実施してみたいという、お互いの中で意見交換を行った上で実施したという経緯となっております。

以上でございます。

[堀川教育長]

ほかにございませんでしょうか。

高木委員、お願ひいたします。

[高木委員]

どうもありがとうございました。引き続き、もう一点お願ひいたします。

今年の中央公民館の事業の報告書を読ませていただき、全般的な課題認識として底流に流れているのは、アウトリーチと多世代交流が大きなポイントと私自身は認識しております。

今後の進め方の一つの考え方として、多くの課題があるかと思うのですが、公民館事業のアウトリーチ、多世代交流と、小中学校の部活動の地域移行の方向性があります。

それからまた、公共施設がいろいろ老朽化して、複合化についての検討も始まると聞いているわけですが、そういった中であって、要は公民館活動と学校のいろんな活動が、共同活動的な取組、連携ができないか。子供たちの視点、立場に軸足を置いて検討を進めることができないかと考えているわけですが、いかがでしょうか。

[奥住中央公民館長]

中央公民館長でございます。

今、御質問いただきました。

公民館は、令和3年度は84の事業を展開したわけですが、公民館だけで事業を実施する、あるいは公共施設だけを使って実施するというのに加えて、やはり学校との連携が必須になってくると思っております。

これは職員一人一人が感じていることで、ぜひ、今後、各学校の特色はあるかと思えます。そういった中で、しっかりと学校教育の、行政の職員と、あと、学校の事情等をしっかりと丁寧に対応しながら、事業をできるように進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

[高木委員]

ぜひよろしく願いいたします。

[堀川教育長]

ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

西田委員、お願いいたします。

[西田委員]

ありがとうございます。詳しく書かれた評価書をしっかり読ませていただきました。

コロナ禍という特異な状況にあつたにもかかわらず、84事業が展開され、年間延べ3万8,945人もの人たちが公民館事業に携わったという報告に、職員はじめ、事業に携わった方々たちの熱意を強く感じました。

また、つながりづくりの新たな取組として、ただ今説明いただきましたが、多摩市と連携した、たま学びテラス構築広域連携事業とか、また、3課が連携したシニアICT支援事業、市長部局と連携した「出張公民『観』in高幡台団地」などにチャレンジされています。

また、コロナ禍に対応するために、ICTを活用した遠隔学習と対面学習を併用した新しい公民館運営を可能にしたことや、近隣の大学や企業との連携、また、協働の道を開いたことは、審議委員の皆さんからも高い評価をいただいています。私も、これらは大変大きな成果だと思いました。

基本構想・基本計画2年目にあつて、その理念や目標を基に、熱意を持って取り組まれた公民館事業がこれからさらに発展され、4年度に引き続き発展させていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

[堀川教育長]

ほかに御意見、御質問はございませんでしょうか。

なければ、報告事項第16号を終了いたします。

報告事項第17号・令和4年度日野市郷土資料館の運営の状況に関する評価書（令和3年度事業）について、事務局より報告をお願いします。

○報告事項第17号 令和4年度日野市郷土資料館の運営の状況に関する評価書（令和3年度事業）

[金野ふるさと文化財課長]

ふるさと文化財課長でございます。

それでは、報告事項第17号・令和4年度日野市郷土資料館運営状況に関する評価書（令和3年度事業）につきまして、報告をさせていただきます。

恐れ入りますが、お手元の評価書1ページを御覧ください。

郷土資料館では、平成15年以降、博物館の設置及び運営に関する基準に基づき、自らの評価を行い、郷土資料館協議会の御意見をいただき、その結果を公表してまいりました。

さらに、平成20年の博物館の運営の状況に関する評価を定めた博物館法の改正を受けまして、郷土資料館では平成21年3月、日野市郷土資料館の運営状況の評価実施要綱を制定し、郷土資料館の運営状況に関する評価を実施しております。

評価の目的でございます。

郷土資料館の運営状況に関する情報を積極的に公表することにより、郷土資料館の利用者や関係者と相互の理解を深めるとともに、連携、協力を図り、郷土資料館の事業の推進を図ることを目的としております。

続きまして、評価の実施方法でございます。

お手元の同じく1ページを御覧ください。

郷土資料館では、日野市郷土資料館の運営状況の評価実施要綱に基づき、毎年1回、郷土資料館協議会に対し運営状況についての自己評価を提出し、協議会での評価を併せて評価書としてまとめ、教育委員会へ報告しております。

この報告書につきましては、その後、市民の皆様へ公表いたします。

また、評価結果に基づき、郷土資料館の運営改善を図るために必要な措置を講ずるよう努めてまいります。

評価の対象となりました事業は、お手元の評価書2ページにございます10事業です。

評価書の2ページを御覧ください。

5、評価の対象で、ナンバー1から10でございます。

2ページで、評価の概要を申し上げます。

なお、各項目の個別評価につきましては、6ページ以降でございます。

評価の概要でございます。

学校教育との連携事業や古文書の調査、保存、普及事業に加えて、土器の顔面把手に関する企画展、あるいは百草・倉沢エコミュージアム事業の考古学体験事業やスタンプラリーなどに評価をいただきました。その一方で、アウトリーチやオンラインなどを活用し、

多彩な事業展開や情報発信を展開すべきとの御意見もいただいております。

このほか、評価の中では、廃棄、消失される日野市の文化財を救出する古文書レスキューの御提案や、これまで郷土資料館の活動を支えてきた市民研究団体が高齢化する中で、事業継続に向けた工夫、多世代の参加を求める御意見もいただいております。

また、展示資料の写真撮影を認め、SNSによる活用を図ったことは大変評価されております。その一方で、写真の二次使用などへの対処について検討するよう求められていることを申し添えます。

自己評価でございます。

今回の評価は、郷土資料館がふるさと文化財課として取り組んだ最初の年度の事業に対する評価でございます。評価の内容を受け止め、組織統合の効果を生かしながら、オンラインの活用や多彩なアウトリーチ、あるいは古文書をはじめとした文化財保護意識の涵養、そして多世代の事業参画といった郷土資料館の課題に向き合ってまいりたいと考えてございます。

報告は以上でございます。

[堀川教育長]

事務局からの報告が終了しました。御質問、御意見がございましたらお願いいたします。高木委員、お願いいたします。

[高木委員]

1点質問させてください。

今年の報告書を読ませていただきまして、評価項目として、ナンバー1の学校教育との連携事業についても評価をいただいているわけですが、全般的な課題認識として、先ほどの中央公民館と同様に、郷土資料館の運営に関しても、アウトリーチや多世代交流が大きなポイントなのかなということ、私自身、認識しております。

今後の進め方の一つの考え方として、先ほども述べさせていただいたんですけれども、多くの課題があるかと思うんですけれども、郷土資料館事業のアウトリーチ、多世代交流と、小中学校の部活動の地域移行という方向性の中で、共同活動的な取組、連携ができないのか検討することはできないかと考えておるんですけれども、いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

[金野ふるさと文化財課長]

郷土資料館の活動の一番の特色は、市民との協働、市民との調査、研究を一緒にやってきたというところに一番の特色があるわけでございます。それが、先ほどの構成員の高齢化といった問題もそこに絡んでいるところではございますが、やはり事業の継続のためには、多世代の参加が求められてくるところでございます。そうした中で、学校教育との連携、学校との連携は非常に大きな意味を持ってくると考えております。

これまで学校との連携では、例えば地域の歴史でありますとか、あるいは暮らしの移り変わりといった、授業の内容を通しての連携、要は教科書の内容に即した連携に限られてきてございます。しかしながら、学校の中には多彩な部活動もございます。そういったところと連携をする、部活動などと連携した多彩な学校との連携ということが、これからの事業の継続、推進を進めていく上での鍵になってくると考えておりますので、ぜひ、これ

から進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

[高木委員]

よろしく申し上げます。

[堀川教育長]

ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

東委員、お願いいたします。

[東委員]

私のほうからは、意見を言わせていただきます。

まず、運営の状況に関する評価書、こちらは令和3年度事業なので、郷土資料館が令和3年4月に組織統合して、初めてふるさと文化財課としてスタートした年度の評価のものでございます。

そのときに御説明もいただきましたが、組織統合の目的として、学芸員の専門性を生かして協力することで、文化財の横断的な調査、保存、普及活動を行い、柔軟な人員体制で多様な業務に対処することという目的は、私は十分に果たしているのだろうとっております。

かねてより御説明いただいていた、それぞれの専門性を生かした、点のものを面として捉えて事業としていくという視点が、それぞれの事業に生かされていたのではないかと思います。考古学体験事業、スタンプラリーやユーチューブの発信、今の時代に即したものに果敢に挑戦していただいたことも評価できることです。文化財への関心を喚起するための新しい試みというのを、今後もっともっと一緒に考えていけたらと思いますので、来年度も引き続き事業を盛り上げていっていただきたいと思います。ありがとうございました。

[堀川教育長]

ほかにごございませんでしょうか。

西田委員、お願いいたします。

[西田委員]

どうもありがとうございました。評価書、丁寧に読ませていただきました。

組織が統合して、ふるさと文化財課となった年として、新たな意気込みを全体から強く感じました。感想を含めて、考えたことを2つ述べさせていただきたいと思います。

1つは、企画展開催事業についてです。

出張展示を積極的に開催したことについて、協議会委員の皆様からも高く評価されたことが書かれていました。確かに去年は、写真展の「多摩平写真日記」や巽聖歌パネル展がイオンモール多摩平の森で開かれました。私は近くに住んでいますので、早速見に行きました。素晴らしい展示でした。来館者が500人もあったということで、当然かなと思いつつも、大変うれしく思いました。

よい企画展があっても、日野市は交通の便があまりよくありませんので、つい行きそびれてしまうことがあります。場所を変えて出張展示をしていただくと、より多くの市民の方々が展示を見て楽しむ機会を得ることができますので、様々な会場での出張展示を継続させていただきたいと強く思いました。よろしく申し上げます。

2つ目は、古文書レスキューの提案があったと書いてありました。

郷土資料館の自己評価の欄にも、古文書に限らず、その他の歴史資料、民俗資料等を保存し継承することは、博物館に課せられた最大の使命ですと書かれていました。市民が所有している歴史資料や民俗資料が、代替わりなどが進む中でますます失われていくであろう心配は以前からありました。また、歴史的に貴重だと思ってくれるけれども、それをどう生かしたらよいか、その方法が分からないという声も聞いています。

先日も、市民のある方から、亡くなった御主人が中学3年生のときに書いた作文を持っているという話を聞きました。内容は、満州から引き揚げるときに体験した大変つらい出来事でした。今こそみんなが知りたい、歴史的に価値ある内容だと思いました。しかし、それを生かす方法がなかなか分かりません。

そこで、例えば相談窓口のようなものがあれば、価値あるものが失われずに生かされていくのではないかと考えています。何かその辺を考えていただければ、ありがたいと思います。よろしく願いいたします。

[堀川教育長]

ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項第17号を終了いたします。

これより議案第27号の審議に入りますが、本件につきましては公開しない会議といたしますので、関係職員以外の事務局説明員は退席しても差し支えないと思います。

御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。

関係職員以外の事務局説明員と傍聴者の方は退席をお願いいたします。

なお、本件の終了をもって、令和4年度第6回教育委員会定例会を閉会といたします。

(関係者以外退室)

「教育委員会職員の分限休職の専決処分について」

は公開しない会議の中で審議

[堀川教育長]

以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて令和4年度第6回教育委員会定例会を閉会いたします。

閉会 15時15分